

講じた措置の内容

令和元年8月5日付け大監第38号で勧告のあった事項について、調査を行った結果、管理者設置加算の支給要件を満たしていないことが判明した、E保育園の平成30年12月分及び平成31年1月分管理者設置加算1,041,200円の返還請求を令和元年9月4日に、Bに対して行い、即日納付されました。